

## 広島文教大学授業料等の納付金の減免に関する規程

第1条 この規程は、災害により被災した学生の経済的負担を軽減し、勉学・研究に支障がないように学費の減免を行うことを定めるものとする。

第2条 この減免の対象となる学生は、本学の学部又は大学院を受験し入学する者及び在籍している者で災害により学費の支弁が困難である者とする。

第3条 減免を希望する者は、納付金減免申請書に罹災証明書を添えて、定められた期日までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第4条 学長は、審査委員会の議を経て、納付金減免の対象となる学生を認定する。

第5条 前項により認定を受けた学生については、納付金の50%から100%の範囲で減免する。

第6条 減免期間は、1か年とする。ただし、継続を希望する学生は、減免を受けた年度の翌年度分について、再度、減免申請書を提出し認定を受けなければならない。

第7条 減免に関する事務は、学園統括部学生サポート課において処理する。

### 附 則

この規程は、平成7年3月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成17年5月30日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

# 納付金減免申請書

年 月 日

広島文教大学長様

申請人氏名 \_\_\_\_\_ 印

授業料等の納付金の減免に関する規程に基づき、授業料等の減免の認定を受けたく、関係書類を添付し申請いたします。

記

学生番号		学部	学科	年
フリガナ 学生氏名		生年月日	年 月 日	
現住所	〒 Tel ( ) -			
保護者氏名				
保護者住所	〒 Tel ( ) -			
申請理由				

☆ 添付書類 被災(り災)証明書の写し

決定欄	入学金			
	授業料等			
決裁	学長	学園統括 部長	学生サポ ート課長	学生サポ ート課

左記のとおり授業料の減免について承認する。

年 月 日  
広島文教大学長